

登録商標「Tarzan」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 23(行ケ)10400・平成 24 年 6 月 27 日(2 部)判決<認容/審決取消>

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 7 号(公序良俗), 国際信義, 著名キャラクターの名称「ターザン」, 顧客吸引力, 著作権の存続期間の満了(著作権の消滅)

【事 実】

本件は, 商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は, 本件商標について公序良俗を害するおそれの有無(商標法 4 条 1 項 7 号), である。(以下, 「7 号」というときは商標法 4 条 1 項 7 号を指す。)

1 本件商標及び手続の経緯

(1) 被告(株式会社スター精機)は, 本訴訟提起後の平成 24 年 2 月 13 日に登録を抹消するまで, 本件商標権者であった。

【本件商標】

Tarzan(標準文字)

・登録第 5338569 号

・指定商品

第 7 類: プラスチック加工機械器具, プラスチック成形機用自動取出口ボット, チャック(機械部品)

・出願日 平成 22 年 1 月 20 日

・登録査定日 平成 22 年 7 月 6 日

・登録日 平成 22 年 7 月 16 日

(2) 原告(エドガー ライス バローズ インコーポレーテッド)は, 平成 23 年 2 月 4 日, 本件商標の登録無効審判を請求した(無効 2011-890014 号)。特許庁は, 平成 23 年 7 月 28 日, 同請求を不成立とする旨の審決をし, その謄本は平成 23 年 8 月 5 日原告に送達された(出訴期間 90 日付加)。

(3) 原告は, 本件審判において, 7 号該当を主張し, その理由として, 被告は, 本件商標の登録査定時, 「ターザン」が小説・映画等の登場人物の著名な名称であり, アメリカの象徴ともいえる世界的に著名なキャラクターであることを認識していたにもかかわらず, 「Tarzan」の語を商標権によって永久に独占する目的で本件商標登録を得たと推認されるところ, かかる行為は国際信義に反し許されず, また, 被告は, 本件商標の登録査定時, 「ターザン」という語には, 原告らの努力によって標章としての多大な経済的価値が化体していたことも認識していたにもかかわらず, 原告らに無断で, 「Tarzan」の語を商標権によって永久に独占する目的で本件商標登録を得たと推認さ

れるところ，かかる行為は，取引秩序の公正をも乱すものであり許されず，本件商標は，公の秩序又は善良の風俗を害する商標であると主張した。

2 審決の理由の要点

今日における我が国の需要者においては，「T a r z a n」がジャングルの王者という漠然としたイメージのものとして一定程度認識されているとはいえ，それが米国の作家であるバローズの著作物の題号ないしはその登場人物の名称として，あるいは原告が管理する標章として，本件商標の登録査定時において広く認識されていたものとまでは認めることができない。

また，「T a r z a n」の語（文字）がバローズの著作物の題号ないしはその登場人物の名称であって，請求人が管理する標章であることを超えて，米国あるいは米国の公的機関等がその名称の管理等に密接不可分に係わってきたというような事情も認められない。

そして，原告は，我が国において「T A R Z A N」，「ターザン」又はこれらの語を一部に含む商標について，44件の商標権を有しているが，本件商標の指定商品である商品及び役務の区分第7類については商標権を有していない。原告は，第7類の商品について商標登録出願をする余裕は十二分にあつたにもかかわらず，その出願を怠っていたものといわなければならない。そのような場合，本件商標権者（被告）と本来商標登録を受けるべきと主張する者（原告）との間の商標権の帰属等をめぐる問題は，あくまでも，当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから，そのような場合にまで公の秩序や善良な風俗を害するおそれについて特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当ではない。

してみれば，本件商標が米国若しくは米国民を侮辱し，又は一般に国際信義に反するものとは認められないばかりでなく，本件商標の登録出願の経緯に社会的妥当性を欠くものがあり，登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないということもできない。

したがって，本件商標は，7号に該当しない。

【判 断】

1 「T a r z a n」に関する基本的事実関係について

証拠（各項目に掲記）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実を認めることができる。

(1)小説「ターザン・シリーズ」

「ターザン（T a r z a n）」は，米国の作家エドガー・ライス・バローズ（1875年〔明治8年〕～1950年〔昭和25年〕）によって創作され，1912年から出版された小説シリーズ「ターザン・シリーズ」（全26巻）に登場する主人公の名前である（広辞苑第6版〔甲7〕，デジタル大辞泉〔甲

8〕，日本大百科全書（ジャポニカ）〔甲9〕。「ターザン・シリーズ」を構成する各作品は，いずれも，英国貴族の血をひきながらアフリカのジャングルで類人猿に育てられ，成長してジャングルの王者となった主人公「ターザン」の物語である（甲5，9）。主人公「ターザン」は，実在する人物ではなく，バロースが創造した架空の人物であり，「T a r z a n（ターザン）」は，小説中の架空の猿語「Zan」（皮膚を意味する。）、「Tar」（白を意味する。）に基づく造語である（甲85）。

「ターザン・シリーズ」の各作品は，1950年代までに約30か国語に翻訳されて約50か国以上の人々に読まれ，1912年から1947年までの間に1億部以上が販売され，米国では1962年ころの1年間で約1000万部が販売された（甲14～16）。日本においては，「ターザン・シリーズ」の各作品の翻訳本が1921年（大正10年）から2000年（平成12年）にかけて複数の出版社によって発行され，「ターザン・シリーズ」の翻訳版として発行された書籍は約56冊である（甲17～19，枝番を含む。）。

(2) 著作権の存続期間

小説「ターザン」シリーズの日本における著作権は，バロースの死亡日が属する年の翌年である1951年の1月1日から50年と3794日（戦時加算）を加算した2011年（平成23年）5月22日まで存続期間が残っていた。

(3) 原告とその活動

バロースは，1923年（大正12年）3月24日に原告を設立し，1923年4月2日付の契約に基づき，「ターザン・シリーズ」のすべての書籍に関する権利を原告に譲渡し，以後その管理は原告が行っている（甲78，弁論の全趣旨）。

原告は，オフィシャル・ウェブサイトを通じ，ターザンに関する諸々の作品及びバロースの業績を伝承・解説するとともに，ファンクラブの管理等を行っているほか，上記オフィシャル・ウェブサイトにおいて，「ターザン・シリーズ」を含め，バロースに関する小説，パルプ雑誌，映画，ラジオ放送作品，テレビ放送作品，コミックスなどのあらゆる作品を収蔵したオンランアーカイブを作成・提供している。このアーカイブには，国内外で100年間にわたり制作・発表された作品が，可能な限り網羅的に格納されている。（甲73～75，弁論の全趣旨

）原告は，平成23年（2011年）1月31日の時点で，日本において，「T A R Z A N」，「ターザン」又はこれらの語を一部を含む商標について登録商標権を44件有するとともに，平成24年（2012年）1月の時点で，日本以外に米国を含む約80の国と領域において，数百件の商標権を有している（甲4，79，80の1～5）。

(4) 「ターザン」の派生作品

ア 漫画（コミック）

小説「ターザン・シリーズ」を原作とする「ターザン」の新聞連載用の短編漫画が、米国で1929年から2000年ころまで、再掲載を含めて掲載された。また、漫画雑誌への掲載は、ウェスタン・パブリッシング社による漫画雑誌「ターザン」の刊行（1947年）に始まり、現在に至るまで複数の出版社が「ターザン」の漫画雑誌を発行し、現在では、アメリカのダーク・ホース・コミックス社により販売が継続されている。日本においては1970年代に日本語版が出版された。（甲20～23）

イ 舞台劇及びラジオ放送

「ターザン」は、1921年には舞台劇として上演され、1931年にはラジオ・ドラマが放送された（甲24）。

ウ 劇場公開用実写映画

劇場公開用実写映画は、1918年から1999年にかけて43本製作され、日本では1919年（大正8年）から1984年（昭和59年）までに39本が劇場公開された（甲25，27）。

エ テレビ放送用作品（実写版）

1966年から2003年の間に5つのテレビ放送用作品（実写版）が制作され、2000年（平成12年）ころまでにそのうち3つが日本でテレビ放送された。（甲25，28の1・3）

オ アニメーション作品

1976年から2005年にかけて、ターザンに関するアニメーション作品が5つ製作された。そのうちの1つはテレビアニメシリーズであり、4つはディズニー社によるアニメーション作品であって、うち1つが劇場公開用、1つがテレビ用アニメシリーズ、2つがDVD用オリジナルアニメである。（甲25，27，28の2，31）

上記ディズニー作品のうち、1999年（平成11年）に原告の許諾のもとに制作された劇場版アニメーション映画「Tarzan」（邦題：「ターザン」）は、日本を含む約40か国で公開され、米国においてヒットしたほか、日本においても、国内興行収入約29億円をあげるヒットとなった（甲41～44）。

カ ターザン映画の次回作

ドイツのコンスタンティン・フィルムが原告からターザンの映画化権を獲得し、ターザン誕生百周年にあたる2012年の公開を目指してターザンの3Dアニメーション映画の制作を進めていることが、ウェブサイト上において、2010年8月に報じられた。また、米国のワーナー・ブラザーズが、ターザン映画を新たに3部作として制作することがウェブサイト上において

2011年6月に報じられた。(甲63, 92)

(5) 「Tarzan」に関するライセンス契約

ディズニー社は、原告の許諾に基づき、ターザンとタイアップさせた各種商品・役務を継続的に提供している。原告は、2000年4月から現在に至るまでディズニー社から継続的にロイヤルティの支払を受け、その額は総額で400万米ドル以上になる。(甲86の1・2)

原告は、1984年(昭和59年)以降、日本において、「Tarzan」に関し、マガジンハウス株式会社との間で雑誌「Tarzan」についてライセンス契約を締結したほか、住金物産株式会社との間で下着及びカジュアルシューズ等に関するライセンス契約を締結するなど、合計12社に合計21件のライセンスを許諾した(甲87)。

(6) その他

ア Tarzana(ターザナ)は、米国のロスアンゼルス市におけるSan Fernando Valley 地域にある管轄区(district)である。この地域は、かつてバローズが所有していた牧場(バローズはこの牧場をTarzana Ranch〔ターザナ牧場〕と名付けた。)の跡地にあり、バローズが土地を住宅用に分譲したところ近隣の小農家が住宅街に移り始め、発展した。1927年、地域住民はバローズとその作品における登場人物であるターザンに敬意を表し、町の名前を「ターザンの街」という意味の「Tarzana(ターザナ)」に改名した。

(甲81, 82)

イ 昭和63年(1988年)4月2日付の朝日新聞において、マリリン・モンローのブロンズ製メダルが同月5日から全国の百貨店などで発売されること、これはパリ造幣局及び米国政府がジェームズ・ディーンやターザンなどとともに「現代の神話」と題するシリーズの1つとして製作したものであることが報じられた(甲69)。

2 取消事由1(周知性に関する認定の誤り)について

「ターザン(Tarzan)」は、前記認定事実のとおり、米国の作家エドガー・ライス・バローズ(1875年〔明治8年〕~1950年〔昭和25年〕)により1912年から出版された小説シリーズ「ターザン・シリーズ」(全26巻)に登場する主人公の名前であり、映画など「ターザン」が主人公として登場する多くの派生作品があるところ、証拠(甲6〔日本大百科全書〕, 7〔広辞苑第六版〕, 8〔デジタル大辞泉〕, 9〔日本大百科全書〕, 93)によれば、1930年代のハリウッドによる映画化、特に水泳選手ワイズミュラーが主演した映画の人気により全世界的な知名度を有するに至ったことが認められる。「ターザン」映画の全盛期は1930年代であったが、1962年に著作権の切れた原作小説がペーパーバックで出版されると爆発的な人気を呼び、ターザン人気の第2次ブームとなったものと認められる(甲15, 亀井俊介著

「アメリカン・ヒーローの系譜」1993年11月10日発行〔甲66〕)。

しかし、原作小説はバローズが亡くなった1950年(昭和25年)までに著作ないし発表されたものであって、「ターザン」が世界的な知名度を獲得する原動力となったワイズミュラー主演の映画の公開は米国では1948年、日本では1950年(昭和25年)までであるのみならず、他の「ターザン」劇場公開用実写映画は43本のうち41本までが1968年(昭和43年)(米国)又は1970年(昭和45年)(日本)までに公開が集中し、その後の実写版映画の制作は1981年、1983年、1999年と間隔が空いている上、日本における劇場公開は1984年(昭和59年)が最後である。そうすると、1999年(平成11年)にディズニー社によるアニメーション映画「ターザン」が日本においてヒットしたほか、1999年(平成11年)から2000年(平成12年)にかけて連続ドラマ「ターザンの大冒険」がBS放送で、2010年(平成22年)には連続ドラマ「ターザン」がCS放送でそれぞれテレビ放映され(甲30,50)、2005年(平成17年)までにビデオやDVDが数枚発売されていること、ディズニー社からターザンとタイアップした各種商品・役務を継続的に提供されていることを考慮しても、1970年代以降、日本における「ターザン」人気は次第に薄れていき、ディズニー社によるアニメ映画がヒットした1999年(平成11年)から10年以上が経過した本件商標の登録査定時(平成22年7月6日)の時点において、「ターザン」の原作小説又はその派生作品やタイアップ商品等が広く人々の目に触れる機会は減少していたものと認められる。

我が国において本件商標登録査定時に「T a r z a n」の語から想起されるのは、世代による差もあると解されるものの、雄叫びを挙げながら鷲を使ってジャングルを飛び回る男性(青年)の姿という漠然としたイメージであり、熱心な愛好者や研究者は別として、「ターザン」が、米国の作家であるバローズによる小説「ターザン・シリーズ」の題号又はその主人公であることや、英国貴族の血をひきながらアフリカのジャングルで類人猿に育てられ、成長してジャングルの王者として君臨するようになった人物という具体的な人物像(特徴や個性)を想起させるものとしてまでは、一般的であったということができない。審決が「今日における我が国の需要者においては、『ターザン』がジャングルの王者という漠然としたイメージのものとして一定程度認識されているとはいっても、それが米国の作家であるバローズの著作物の題号ないしはその登場人物の名称として、あるいは請求人(判決注：原告)が管理する標章として、本件商標の登録査定時において広く認識されていたものとまでは認めることはできない。」とした認定判断に誤りがあるとはいえない。

3 取消事由2(本件商標が公序良俗に反しないと判断の誤り)について

(1) 上記のとおり、本件商標登録の査定時(平成22年7月6日)において、

「ターザン (Tarzan)」の語は雄叫びを挙げながら鳶を使ってジャングルを飛び回る男性 (青年) の姿を想起させるものとして一定程度認識されていたことを認めることができる。また、前記認定のとおり、原告が1984年 (昭和59年) 以降、日本において、「Tarzan」に関し、合計12社に合計21件のライセンスを許諾したことからすれば、「Tarzan」の語が一定の顧客吸引力を有していたことも認めることができる。

しかし、「ターザン (Tarzan)」が原作小説の映画化を通じて世界的な知名度を獲得したものであって、日本における「Tarzan」に関するライセンス契約において対象となった製品は、雑誌、カジュアルシューズ、下着等のアパレル関係、テレビ放送、子供向け書籍及びソフトカバーブックなどであり (甲87)、米国における有力なライセンシーであるディズニー社は遊園地の経営や映画の製作・配給を業とする企業であること (弁論の全趣旨) などに照らすと、書籍、アパレル、遊園地、映画及びテレビ放送等の一般消費者と直接接する商品・役務との関係ではともかく、本件商標の指定商品である「プラスチック加工機械器具、プラスチック成形機用自動取出口ポット、チャック (機械部品)」という一般消費者を対象としない商品の分野において、「Tarzan」の語が経済的に一定程度評価しうる顧客吸引力を有しているとは認めがたい。加えて、本件商標登録の査定時 (平成22年7月6日)、「ターザン」の原作小説の作者であるバローズが亡くなってから既に60年を超える期間が経過していた上、1970年代以降、日本における「ターザン」人気は次第に薄れていき、ディズニー社によるアニメ映画がヒットした1999年 (平成11年) から10年以上が経過した本件商標の登録査定時 (平成22年7月6日) の時点において、「Tarzan」が広く人々の目に触れる機会は減少し、「Tarzan」の語から想起されるイメージがかなり漠然としたものになっていたことは前記のとおりである。そうすると、被告が雄叫びを挙げながら鳶を使ってジャングルを飛び回る男性 (青年) というターザンのイメージと被告が製作する樹脂成形品取出口ロボットの動きを重ね合わせて、このようなロボットの商品名として使用することを想定して本件商標登録をしたのだとしても、そのことをもって、「Tarzan」のイメージやその顧客吸引力に便乗しようとする不正の意図に基づく剽窃行為であるとまでいうことはできない。

なお、被告は、合成樹脂成形機械及び付属部品の製造・販売等を業とする株式会社であり、樹脂成形機から成形された樹脂成形品を取り出す樹脂成形品取出口ロボットにおいて、樹脂成形品を取り出すための機構が変わった動きをすることから我が国の需要者が抱いている漠然としたイメージに基づいて「ターザン」を製品名として採用したものと認められる (弁論の全趣旨)。

(2) しかしながら、日本では広く知られていないものの、独特の造語になる

「ターザン」は、具体的な人物像を持つ架空の人物の名称として、小説ないし映画、ドラマで米国を中心に世界的に一貫して描写されていて、「ターザン」の語からは、日本語においても他の言語においても他の観念を想起するものとは認められないことからすると、我が国で「ターザン」の語のみから成る本件商標登録を維持することは、たとえその指定商品の関係で「ターザン」の語に顧客吸引力がないとしても、国際信義に反するものというべきである。

「ターザン (T a r z a n) 」の語は、米国の作家バロースの手になる小説シリーズ「ターザン・シリーズ」に登場する主人公の名前であり、本件商標登録査定時 (平成22年7月6日) の時点において、日本におけるその著作権は存続していたし、派生的著作物にはなお著作権が存続し続けていたものである。バロースから「ターザン・シリーズ」のすべての書籍に関する権利を譲り受けた原告は、オフィシャル・ウェブサイトを通じ、ターザンに関する諸々の作品及びバロースの業績を伝承・解説するとともに、「ターザン・シリーズ」を含めたバロースに関する小説、パルプ雑誌、映画、ラジオ放送作品、テレビ放送作品、コミックスなどのあらゆる作品を収蔵したオンラインアーカイブを作成・提供するなど、「ターザン」の原作小説及びその派生作品の価値の保存・維持に努めるとともに、米国のみならず世界各国において「ターザン」に関する商標を登録して所有したり、ライセンス契約の締結・管理に関わることによって、その商業的な価値の維持管理にも努めてきた。このように一定の価値を有する標章やキャラクターを生み出した原作小説の著作権が存続し、かつその文化的・経済的価値の維持・管理に努力を払ってきた団体が存在する状況の中で、上記著作権管理団体等と関わりのない第三者が最先の商標出願を行った結果、特定の指定商品又は指定役務との関係で当該商標を独占的に利用できるようになり、上記著作権管理団体による利用を排除できる結果となることは、商標登録の更新が容易に認められており、その権利を半永久的に継続することも可能であることなども考慮すると、公正な取引秩序の維持の観点からみても相当とはいえない。

被告は、「T a r z a n」の語の文化的・商業的価値の維持に何ら関わってきたものではないから、指定商品という限定された商品との関係においてではあっても「T a r z a n」の語の利用の独占を許すことは相当ではなく、本件商標登録は、公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害する行為といえることができる。

(3) 当裁判所は、以上の点を総合して勘案し、本件商標は商標法4条1項7号に該当すると判断するものである。

結 論

以上より、原告の請求は理由があるのでこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1 . 久し振りに「ターザン (T a r z a n) 」の名前を見た、というよりは、「ああああー」と、ジャングルの中で大声で叫ぶターザンの名前を聞いたという方が正しいかも知れない。彼が登場する映画を、筆者は戦後の少年時代に、近くの映画館に見に行ったものである。ターザン映画はシリーズで作成されて上映されたが、その原作者の名前や小説のことは当時知らなかった。

小説「ターザン (T a r z a n) 」は、米国人のエドガー・ライス・バローズ (1 8 7 5 ~ 1 9 5 0) によって創作され、1 9 1 2 年から出版された小説シリーズは全 2 6 巻だという。この小説の日本における著作権は、バローズの死亡年の翌年の 1 9 5 1 年 (昭和 2 6 年) 1 月 1 日から「 5 0 年 + 3 7 9 4 日」の 2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 5 月 2 2 日まで存続して期間満了となったのである。

2 . 以上は、小説「ターザン」の著作権の話であるが、その題号や登場人物 (キャラクター) の名前に著作権が存在するか否かの問題は別にあるとしても、それは小説という本体の著作権が消滅している以上、その中に含まれているものが独立して著作権を主張することはあり得ないというべきである。

そのことを考慮してかどうかは不明であるが、著作者の死後に設立されたであろう原告会社は、日本においては 4 4 件の商標登録をして商標権を有していたという。しかし、本件商標「 T a r z a n 」の第 7 類については登録していず空いていたから、被告によって取られてしまったのかも知れない。原告会社にあっては、著名になった小説家の名前や肖像や著作物などを管理する会社として設立され、希望者との間で使用許諾の契約者となっていたのである。

その場合、小説家が有する著作権の存続期間 (米国では死後 7 0 年) が満了しても、小説の題名やキャラクターの名前や肖像に商標権が存すれば、更新を重ねることによって、半永久的に使用許諾の契約の対象になり得るのである。しかし、もしわが国では不使用状態が 3 年以上継続するならば、商標登録の取消審判請求によって取り消されてしまうおそれがあるから、使用しなければならない義務がある。

これと同じような事実は、著名死者の場合にあることを筆者は経験している。例えば、“ J a m e s D e a n ジェームズ・ディーン ” は死後 5 0 年以上経つが、わが国では多くの商品区分において設定登録しかつ更新登録をしているところ、その商標権者はジェームズ・ディーンの遺族から委託を受けて肖像権や氏名権を管理している会社である。(本件判決には、ジェームズ・ディーンの名前も登場している。)

3 . 「ターザン」を原作としたアニメ作品が 5 件制作され、そのうちの 4 件は

W．ディズニー社であるというが、いずれも原告会社との契約の上で制作されたものと思われる。

4．ところで、裁判所は、取消事由(1)の「Tarzan」の周知性については、本件商標の登録査定時において、わが国の需要者は、「それが米国の作家であるバローズの著作物の題号ないしその登場人物の名称として、あるいは請求人(原告)が管理する標章として」広く認識されていたとまでは認められないと判断した審決に誤りがあるとはいえないと判示した。

ところが、取消事由(2)の本件商標が公序良俗に反しないと判断した審決に対しては誤りがあると判示した。審決は、かつての知財高裁判決を念頭においたようで、本件は商標権者(被告)と本来商標登録を受けるべきと主張する者(原告)との間の商標権の帰属等をめぐる問題は、「当事者同士の私的な問題として解決すべきであるから」そのような場合にまで公序良俗を害するおそれも特段の事情がある例外的な場合と解するのは妥当でないと説示し、商標法4条1項7号の適用をしなかったのである。

これに対し、知財高裁は、「わが国で『ターザン』の語のみから成る本件商標登録を維持することは、たとえその指定商品の関係で『ターザン』の語に顧客吸引力がないとしても、国際信義に反するものというべきである」との理由で、「Tarzan」の語の利用の独占を許すことは相当ではないから、本件商標は公正な取引秩序を乱し、公序良俗を害する行為ということができると認定し、法4条1項7号に該当すると判示したのである。

5．本件商標に対しては、法4条1項7号の規定が適用されたが、「公序良俗」の意義をどう解するかについては、特許庁の審決と知財高裁の判決とでは一致しない不明確な法分野である。しかし、特許庁では最近の知財高裁(特に3部)の判決の影響を受けてか、厳格に解するようになって来ているのが本件審決である。しかし、本件判決では国際信義の遵守を強調したことから、当事者間の私的問題とはせず、広くわが国の公序良俗を害する場合に当たると解したのである。

なお、本件に関連ある事案としては「赤毛のアン」事件があるから、G-48を参照されたい。

〔牛木 理一〕

[本 件 商 標]

(1 1 1) 【登録番号】商標登録第5338569号(T5338569)

(1 5 1) 【登録日】平成22年7月16日(2010.7.16)

(5 4 1) 【登録商標(標準文字)】T a r z a n

(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】1

(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第7類 プラスチック加工機械器具, プラスチック成形機用自動取出口ボット, チャック
(機械部品)

【国際分類第9版】

(2 1 0) 【出願番号】商願2010-3167(T2010-3167)

(2 2 0) 【出願日】平成22年1月20日(2010.1.20)

(7 3 2) 【商標権者】

【識別番号】000132231

【氏名又は名称】株式会社スター精機

【住所又は居所】愛知県名古屋市瑞穂区下坂町2丁目36番地

(7 4 0) 【代理人】

【識別番号】100081466

【弁理士】

【氏名又は名称】伊藤 研一

【法区分】平成18年改正

【審査官】高橋 幸志

(5 6 1) 【称呼(参考情報)】ターザン

【検索用文字商標(参考情報)】T A R Z A N

【類似群コード(参考情報)】

第7類 09A01、09A09、09A67